

議案第57号

八幡浜市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和5年12月5日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）<u>第26条の8</u>において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による本市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当（国民保護法第154条において準用する場合にあっては武力攻撃災害等派遣手当とし、特措法<u>第26条の8</u>において準用する場合にあっては<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>とする。以下これらを「手当」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）<u>第44条</u>において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による本市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当（国民保護法第154条において準用する場合にあっては武力攻撃災害等派遣手当とし、特措法<u>第44条</u>において準用する場合にあっては<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>とする。以下これらを「手当」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

